

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 参照条文

目次

○	国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）（抄）	1
○	国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）（抄）	6
○	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）（抄）	17
○	子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）（抄）	20
○	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）	24
○	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（抄）	25
○	児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（抄）	25
○	医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）（抄）	26
○	社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）（抄）	27
○	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三号）（抄）	28
○	公認心理師法施行令（案）	28
○	生活保護法施行令（昭和二十五年政令第四百十八号）（抄）	28
○	介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）（抄）	29
○	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）（抄）	30
○	総合特別区域法施行令（平成二十三年政令第二百四十三号）（抄）	30

○ 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）（抄）

（児童福祉法等の特例）

- 第十二条の四 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域小規模保育事業（国家戦略特別区域における保育の需要に応ずるため、当該国家戦略特別区域において、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第九項第一号に規定する保育を必要とする乳児・幼児について、その保育（同条第七項に規定する保育をいう。以下この項において同じ。）を目的とする施設（利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。）において保育を行う事業をいう。以下この項において同じ。）を定められた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国家戦略特別区域小規模保育事業は、同法、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）その他の法令の規定の適用については、児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業に含まれるものとする。
- 2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略特別区域小規模保育事業を実施する区域を定めるものとする。
- 3 第一項の場合における児童福祉法の規定の適用については、同法第三十四条の十五第五項ただし書中「利用定員の総数（同法第十九条第一項第三号」とあるのは「利用定員の総数（同法第十九条第一項第三号（国家戦略特別区域法第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業に係る特定地域型保育事業所（以下この項において「国家戦略特別区域特定小規模保育事業所」という。）にあつては、子ども・子育て支援法第十九条第一項第二号及び第三号）」と、「必要利用定員総数（同法第十九条第一項第三号）」とあるのは「必要利用定員総数（同法第十九条第一項第三号（国家戦略特別区域特定小規模保育事業所にあつては、同項第二号及び第三号）」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 4 第一項の場合における子ども・子育て支援法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十九条第一項	
とき	とき、又は支給認定子ども（同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに限る。以下「満三歳以上保育認定子ども」という。）が、支給認定の有効期間内において、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業（以下単に「国家戦略特別区域小規模保育事業」という。）として行われる保育を行う事業者である特定地域型保育事業者（以下「国家戦略特別区域特定小規模保育事業者」という。）から特定地域型保育を受けたとき
も	当該満三歳未満保育認定子ども又は当該満三歳以上保育認定子ども

	<p>当該特定地域型保育</p>	<p>当該満三歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育</p>
<p>第二十九条第二項</p>	<p>要した費用</p>	<p>要した費用又は当該満三歳以上保育認定子どもに対する国家戦略特別区域特定小規模保育事業者による特定地域型保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下「特定満三歳以上保育認定地域型保育」という。）に要した費用</p>
<p>第二十九条第三項第一号</p>	<p>当該満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用</p>	<p>とし、国家戦略特別区域特定小規模保育事業者から特定満三歳以上保育認定地域型保育を受けようとする満三歳以上保育認定子どもに係る支給認定保護者は、内閣府令で定めるところにより、国家戦略特別区域特定小規模保育事業者に支給認定証を提示して当該特定満三歳以上保育認定地域型保育を当該満三歳以上保育認定子どもに受けさせるものとする。</p>
<p>第二十九条第五項</p>	<p>当該現に満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用</p>	<p>当該現に満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用又は当該現に特定満三歳以上保育認定地域型保育に要した費用</p>
	<p>とき</p>	<p>とき、又は満三歳以上保育認定子どもが国家戦略特別区域特定小規模保育事業者から特定満三歳以上保育認定地域型保育を受けたとき</p>
	<p>当該満三歳未満保育認定子ども</p>	<p>当該満三歳未満保育認定子ども又は当該満三歳以上保育認定子ども</p>
	<p>当該特定地域型保育事業者</p>	<p>当該特定地域型保育事業者又は当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業者</p>
	<p>当該満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用</p>	<p>当該満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用又は当該特定満三歳以上保育認定地域型保育に要した費用</p>

第三十条第一項第一号	とき	とき、又は満三歳以上保育認定子どもが、当該満三歳以上保育認定子どもに係る支給認定保護者が同項の規定による申請をした日から当該支給認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により特定満三歳以上保育認定地域型保育を受けたとき
第三十条第一項第三号	第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども 同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども も	満三歳以上保育認定子ども 満三歳以上保育認定子ども もの（特定満三歳以上保育認定地域型保育を除く。）
第四十三条第一項	利用定員（ 、その	利用定員（国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所にあつては同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とし、 その
第四十五条第二項	総数が	総数（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業者に係る特定地域型保育事業所（以下「国家戦略特別区域特定小規模保育事業所」という。）における前項の申込みに係る支給認定子ども及び当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所を現に利用している支給認定子どもの総数）が

	総数を	総数（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、当該区分に应ずる当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所の第二十九条第一項の確認において定められた利用定員の総数）を
	満三歳未満保育認定子どもを	満三歳未満保育認定子ども（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、満三歳未満保育認定子ども及び満三歳以上保育認定子ども）を
第四十五条第四項	満三歳未満保育認定子ども	満三歳未満保育認定子ども（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、満三歳未満保育認定子ども及び満三歳以上保育認定子ども）
第五十四条第一項	満三歳未満保育認定子どもに	満三歳未満保育認定子ども（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者に係る特定地域型保育事業を利用しようとする満三歳以上保育認定子どもを含む。以下この項において同じ。）に
第六十一条第二項第一号	限る。）	限る。）（国家戦略特別区域特定小規模保育事業所にあつては、同項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数）

第十二条の五 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域限定保育士事業（国家戦略特別区域における保育の需要に应ずるため、国家戦略特別区域限定保育士（次項に規定する国家戦略特別区域限定保育士をいう。以下この項において同じ。）の資格を定める事業をいう。以下この条及び別表の一の四の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国家戦略特別区域限定保育士事業に係る国家戦略特別区域限定保育士については、児童福祉法第一章第七節及び第四十八条の四第二項の規定を適用せず、次項及び第四項から第十九項までに定めるところによる。

2～7（略）

8 児童福祉法第一章第七節（第十八条の四から第十八条の七まで、第十八条の八第一項及び第二項並びに第十八条の二十三を除く。）及び第四十八条の四第二項の規定は、国家戦略特別区域限定保育士について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十八条の八第三項及び第十八条の十一第一項 保育士試験委員

国家戦略特別区域限定保育士試験委員

第十八条の九第一項	一般社団法人又は一般財団法人	法人
第十八条の九第一項及び第三項	保育士試験	国家戦略特別区域限定保育士試験
第十八条の十第二項	この法律（	国家戦略特別区域法第十二条の五第七項、同条第八項において準用するこの法律（同項において準用する
(略)	(略)	(略)
第十八条の十九第一項第一号	第十八条の五各号	国家戦略特別区域法第十二条の五第四項各号
第十八条の二十四	この法律	国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用するこの法律
(略)	(略)	(略)

9519 (略)

第十六条の五 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業（国家戦略特別区域内において農業支援活動（農作業に従事し、又は農作業及び農畜産物を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の作業その他農業に付随する作業であつて政令で定めるものに従事することにより、農業経営を行う者を支援する活動をいう。以下この項において同じ。）を行う外国人（農業に関する知識経験その他の事項について農業支援活動に従事するために必要な措置を講じていることその他の農業支援活動を行う外国人の受入れを適正かつ確実に）を、本邦の公私の機関（第三項に規定する指針に照らして必要な措置を講じていることその他の農業支援活動を行う外国人の受入れを適正かつ確実に）を行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものに限る。以下この項及び第三項において「特定機関」という。）が雇用契約に基づいて受け入れる事業をいう。第三項及び別表の四の五の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、特定農業支援活動（特定機関との雇用契約に基づいて、国家戦略特別区域内に限って行う農業支援活動をいう。以下この項及び次項において同じ。）を行うものとして、入管法第七条の二第一項の申請があつた場合には、当該特定農業支援活動を入管法第七条第一項第二号に規定する入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣があらかじめ告示をもって定める

ものに該当するものとみなして、入管法第七条の二第一項の証明書を交付することができる。

254 (略)

第十六条の七 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域外国人海外需要開拓支援等活動促進事業（外国人がその有する知識又は技能を活用して国家戦略特別区域において海外需要開拓支援等活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、通訳又は翻訳その他の業務に従事することにより、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品若しくは役務の海外における需要の開拓又は国内における外国人観光旅客に対するこれらの商品若しくは役務の提供を支援する活動をいう。第三項において同じ。）を行うことを促進する事業をいう。以下この条及び別表の四の七の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、当該国家戦略特別区域において入管法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動又は同表の技能の項の下欄に掲げる活動（いずれも第三項に規定する対象海外需要開拓支援等活動を含むものに限る。）を行うものとして、入管法第七条の二第一項の申請があつた場合には、海外需要開拓支援等外国人上陸審査基準（国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品若しくは役務の海外における需要の開拓又は国内における外国人観光旅客に対するこれらの商品若しくは役務の提供を促進することを旨とし、我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して政令で定める基準をいう。）を入管法第七条第一項第二号の法務省令で定める基準とみなして、入管法第七条の二第一項の証明書を交付することができる。

254 (略)

○ 国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）（抄）

第五条 法第十二条の四第四項第三号の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。

- 一 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第三百三十一条及び第三百三十二条の規定
- 二 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第三十五条の規定
- 三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）第四十一条の規定
- 四 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第三十一条の規定
- 五 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第七条まで及び第十条の規定
- 六 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第十八条の規定
- 七 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第六章の規定

八 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第三十三条の規定

九 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第三十七条の規定

十 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第八十三条から第八十五条までの規定

（指定試験機関の指定）

第六条 法第十二条の四第八項において準用する児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「準用児童福祉法」という。）第十八条の九第一項の規定による指定（以下この条（第三項第四号を除く。）及び次条（第二項第七号を除く。）において単に「指定」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、準用児童福祉法第十八条の九第一項に規定する試験事務（以下単に「試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2 都道府県知事は、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関（準用児童福祉法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関をいう。以下同じ。）の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

3 都道府県知事は、第一項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外のものであること。

二 申請者が、その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、次条の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者が、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第十二条第一項又は第二項（第七号に係る部分を除く。）の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

五 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 法第十二条の四第十五項若しくは第十七項から第十九項までの規定により、又は児童福祉法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

ロ 準用児童福祉法第十八条の十第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

ハ 児童福祉法第十八条の十第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者
 (指定の取消し等)

第七条 都道府県知事は、指定試験機関が前条第三項各号(第三号及び第四号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならぬ。

2 都道府県知事は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 準用児童福祉法第十八条の十第二項(準用児童福祉法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。)、第十八条の十三第二項又は第十八条の十五の規定による命令に違反したとき。

二 準用児童福祉法第十八条の十一第一項又は第十八条の十四の規定に違反したとき。

三 準用児童福祉法第十八条の十三第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行ったとき。

四 前条第二項各号の要件を満たさなくなると認められるとき。

五 次条において準用する児童福祉法施行令第八条、第九条又は第十一条の規定に違反したとき。

六 次条において準用する児童福祉法施行令第十三条第一項の条件に違反したとき。

七 児童福祉法施行令第十二条第一項又は第二項(第七号に係る部分を除く。)の規定により指定を取り消されたとき。

(児童福祉法施行令の準用)

第八条 児童福祉法施行令第二章(第四条、第五条、第七条及び第十二条を除く。)の規定は、国家戦略特別区域限定保育士について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条	法第十八条の八第三項の保育士試験委員	特区法第十二条の四第八項において読み替えて準用する法第十八条の八第三項の国家戦略特別区域限定保育士試験委
第八条	指定試験機関	特区法第十二条の四第八項において準用する法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関(以下「指定試験機関」という。)
	法第十八条の十一第一	特区法第十二条の四第八項において読み替えて準用する法第十八条の十一第一項の国家戦略特別区域限定保育士試験委

第十三 条第一 項及び 第十五 条第一 号	法第十八条の九第一項	項の保育士試験委員 員
第十四 条	第十二条第二項	特区法施行令第七条第二項
第十五 条第三 号	第十二条	特区法施行令第七条
第十六 条	法第十八条の六各号の いずれかに該当する 添え、その者が同条第 一号に該当する場合は 住所地の都道府県知事 に、同条第二号に該当 する場合は当該	添え、 国家戦略特別区域限定保育士となる資格を有する
第十七 条第一 項	保育士試験 保育士登録証	国家戦略特別区域限定保育士試験 国家戦略特別区域限定保育士登録証
第二十 条	他の都道府県知事 行つた都道府県知事	他の都道府県知事又は特区法第十二条の四第十二項に規定する試験実施指定都市（以下この条において「試験実施指定都市」という。）の長
第二十 条	指定保育士養成施設、 行つた都道府県知事	国家戦略特別区域限定保育士試験 行つた都道府県知事又は試験実施指定都市の長

(国家戦略特別区域限定保育士登録証)

第九条 法第十二条の四第八項において読み替えて準用する児童福祉法第十八条の十八第三項の規定により交付された国家戦略特別区域限定保育士登録証は、三年経過日以後においては、当該国家戦略特別区域限定保育士登録証を交付した都道府県知事から児童福祉法第十八条の十八第三項の規定により交付された保育士登録証とみなす。

(読替規定)

第十条 法第十二条の四第十二項の規定により試験実施指定都市の長が国家戦略特別区域限定保育士試験を行う場合における第六条から前条までの規定の適用については、第六条第二項及び第三項並びに第七条中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、第八条中「次の」とあるのは「同令第六条中「都道府県知事」とあるのは「特区法第十二条の四第十二項に規定する試験実施指定都市（以下単に「試験実施指定都市」という。）の長」と、同令第九条、第十一条、第十四条、第十五条、第十七条第二項、第十八条第二項及び第四項並びに第十九条中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、同令第十六条中「都道府県知事（）」とあるのは「試験実施指定都市の長（）」と、「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、同令第二十条中「都道府県知事は」とあるのは「試験実施指定都市の長は」と読み替えるものとするほか、次の」と、同条の表第二十条の項中「他の都道府県知事又は特区法第十二条の四第十二項に規定する試験実施指定都市（以下この条において「試験実施指定都市」という。）」とあるのは「都道府県知事又は他の試験実施指定都市」と、前条中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長の管轄区域を管轄する都道府県知事」とする。

(都道府県知事への引継ぎ)

第十一条 法第十二条の四第十二項の規定により読み替えて適用する同条第十一項の規定により国家戦略特別区域限定保育士が準用児童福祉法第十八条の十八第一項の登録をした試験実施指定都市の長の管轄区域を管轄する都道府県知事による児童福祉法第十八条の十八第一項の登録を受けた者とみなされた場合においては、当該試験実施指定都市の長は、当該国家戦略特別区域限定保育士の氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項を当該都道府県知事に引き継がなければならない。

(法第十三条第一項の政令で定める要件)

第十二条 法第十三条第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 当該事業の用に供する施設であつて賃貸借契約及びこれに付随する契約に基づき使用させるもの（以下この条において単に「施設」という。）の所在地が国家戦略特別区域にあること。
- 二 施設を使用させる期間が三日から十日までの範囲内において施設の所在地を管轄する都道府県（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあつては、当該保健所を設置する市又は特別区）の条例で定める期間以上であること。
- 三 施設の各居室は、次のいずれにも該当するものであること。
 - イ 一居室の床面積は、二十五平方メートル以上であること。ただし、施設の所在地を管轄する都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあつては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）が、外国人旅客の快適な滞在に支障がないと認めた場合においては、この限りでない。
 - ロ 出入口及び窓は、鍵をかけることができるものであること。
 - ハ 出入口及び窓を除き、居室と他の居室、廊下等との境は、壁造りであること。
 - ニ 適当な換気、採光、照明、防湿、排水、暖房及び冷房の設備を有すること。
 - ホ 台所、浴室、便所及び洗面設備を有すること。
 - ヘ 寝具、テーブル、椅子、収納家具、調理のために必要な器具又は設備及び清掃のために必要な器具を有すること。
- 四 施設の使用の開始時に清潔な居室が提供されること。
- 五 施設の使用方法に関する外国語を用いた案内、緊急時における外国語を用いた情報提供その他の外国人旅客の滞在に必要な役務が提供されること。
- 六 厚生労働省令で定めるところにより施設その他の厚生労働省令で定める場所に滞在者名簿が備えられ、これに滞在者の氏名、住所、職業その他の厚生労働省令で定める事項が記載されること。
- 七 法第十三条第一項に規定する特定認定の申請前に、施設の周辺地域の住民（施設を構成する建築物に居住する者その他の厚生労働省令で定める者に限る。）に対し、当該施設が国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供されるものであることについて、適切な説明が行われていること。
- 八 施設の周辺地域の住民からの苦情及び問合せについて、適切かつ迅速に処理が行われること。
- 九 当該事業の一部が旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業に該当するものであること。
（法第十四条第一項の政令で定める申請）

第十三条 法第十四条第一項の政令で定める申請は、国家戦略特別区域高度医療提供事業に係る必要な病床を含む医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

第七条第一項の規定による病院の開設の許可若しくは同条第二項の規定による病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は同条第三項の規定による診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加の許可の申請とする。

（法第十四条の二の政令で定める基準）

第十四条 法第十四条の二の政令で定める基準は、医療法第四十六条の六第一項ただし書の認可（第一号において単に「認可」という。）の申請に係る医療法人が、国家戦略特別区域において、国際的な経済活動の拠点の形成に資する医療の提供を行うものであって、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 認可の申請に係る理事が、二年以上医療法人の理事としての経験を有する者であること。

二 医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人又は租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第六十七条の二第一項の承認を受けている医療法人であること。

三 医療法第四条第一項に規定する地域医療支援病院又は公益財団法人日本医療機能評価機構（平成七年七月二十七日に財団法人日本医療機能評価機構という名称で設立された法人をいう。）により良質な医療を提供するための業務の運営が確保されていると認められた病院を開設しているものであること。

（法第十六条の四第一項の政令で定める業務）

第十五条 法第十六条の四第一項の政令で定める業務は、次に掲げる家事を代行し、又は補助する業務とする。

一 炊事

二 洗濯

三 掃除

四 買物

五 児童の日常生活上の世話及び必要な保護（前各号又は次号に掲げるものと併せて実施されるものに限る。）

六 前各号に掲げるもののほか、家庭において日常生活を営むのに必要な行為

（法第十六条の四第一項の政令で定める要件）

第十六条 法第十六条の四第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六条第二項の申請を行う日における年齢が満十八歳以上であること。
- 二 家事を代行し、又は補助する業務に関し一年以上の実務経験を有し、かつ、家事支援活動を適切に行うために必要な知識及び技能を有する者であること。

- 三 家事支援活動を行うために必要な日本語の能力を有していること。

（法第十六条の四第一項の政令で定める基準）

第十七条 法第十六条の四第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法第十六条の四第三項に規定する指針に照らして必要な措置を講じていること。
- 二 国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

- 三 本邦において三年以上家事を代行し、又は補助する業務に係る事業を行っている者であること。

四 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

ロ 出入国若しくは労働に関する法律の規定（二に規定する規定を除く。）であつて法務省令・厚生労働省令で定めるもの又は当該規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

ニ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三条の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二百五十六条、第二百五十九条若しくは第六十条第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第一百二条、第一百三十二条の二若しくは第百

(3) (1)又は(2)に掲げる規模に準ずるものであること。

二 当該創業活動に係る事業に係る事業所を当該外国人の上陸後六月以内に当該国家戦略特別区域内に有することとなる見込みがあること。

二 当該外国人の申請に係る創業活動に係る事業の全部又は一部が当該国家戦略特別区域において行われるものであること。

(法第十七条第一項の政令で定める施設等)

第十九条 法第十七条第一項の政令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

一 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの

二 標識又はベンチ、街灯その他これらに類する工作物で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

三 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

四 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第十一条の九第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

五 次に掲げるもので、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し(国際的な経済活動に関連する相当数の居住者、来訪者又は滞在者の参加が見込まれるものに限る。)のため設けられ、かつ、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

イ 広告塔、ベンチ、街灯その他これらに類する工作物

ロ 露店、商品置場その他これらに類する施設

ハ 看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ

(安全かつ円滑な交通を確保するために必要な基準)

第二十条 法第十七条第一項第二号の政令で定める基準は、前条第一号、第二号及び第五号に掲げる施設等については、次のとおりとする。

一 自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該施設等を設けたときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が、国道(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三条第二号に掲げる一般国道をいう。)にあつては道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号)第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員、都道府県道(同法第三条第三号に掲げる都道府県道をいう。)又は市町村道(同法第三条第四号に掲げる市町村道をいう。)にあつてはこれらの規定に規定する幅員を参酌して同法第三十条第三項の条例で定める幅員であること。

二 広告塔、看板、旗ざお、幕又はアーチの表示部分を車両(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第八号に規定する車両をいう。)

二 広告塔、看板、旗ざお、幕又はアーチの表示部分を車両(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第八号に規定する車両をいう。)

二 広告塔、看板、旗ざお、幕又はアーチの表示部分を車両(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第八号に規定する車両をいう。)

二 広告塔、看板、旗ざお、幕又はアーチの表示部分を車両(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第八号に規定する車両をいう。)

二 広告塔、看板、旗ざお、幕又はアーチの表示部分を車両(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第八号に規定する車両をいう。)

二 広告塔、看板、旗ざお、幕又はアーチの表示部分を車両(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第八号に規定する車両をいう。)

の運転者から見えにくくするための措置が講ぜられていること。

(特定地方公共団体)

第二十一条 法第十八条第二項の政令で定める都道府県、市町村又は一部事務組合若しくは広域連合は、兵庫県養父市とする。

(法第十九条の二第四項第二号の利息に相当する額)

第二十二条 法第十九条の二第四項の規定により同項第一号に掲げる額から控除する同項第二号に掲げる額のうち同号の利息に相当する額は、同号に規定する先の退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算して得た額とする。

平成二十八年三月三十一日以前	年一・七パーセント
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	年二・〇パーセント
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	年二・四パーセント
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	年二・八パーセント
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	年三・一パーセント
平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで	年三・四パーセント
平成三十三年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで	年三・七パーセント
平成三十四年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで	年三・九パーセント
平成三十五年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで	年四・一パーセント
平成三十六年四月一日以後	年四・二パーセント

(国家戦略土地区画整理事業に係る事業計画等の縦覧及び意見書の内容の審査)

第二十三条 国家戦略特別区域会議は、法第二十条第三項の規定により同項に規定する事業計画等を公衆の縦覧に供しようとするときは、あらかじめ、縦覧の開始の日、縦覧の場所及び縦覧の時間を公告しなければならない。

2 法第二十条第七項において準用する行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述については行政不服審査法施行令(平成二十七年政令第三百九十一号)第八条の規定を、法第二十条第七項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定によ

る意見の聴取については同令第九条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同令第八条及び第九条中「審理員」とあるのは「国家戦略特別区域会議」と、同令第八条中「総務省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

(国家戦略都市計画施設整備事業の実施主体に対するみなし認可等)

第二十四条 法第二十三条第一項の規定によりあつたものとみなされる都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項から第四項までの認可又は承認は、次の表の上欄に掲げる国家戦略都市計画施設整備事業の実施主体に対する同表の下欄に掲げる認可又は承認とする。

市町村(市のみが設立した地方住宅供給公社及び地方道路公社を含む。以下この表において同じ。)	都市計画法第五十九条第一項の認可
都道府県(地方住宅供給公社及び地方道路公社(市のみが設立した地方住宅供給公社及び地方道路公社を除く。))を含む。以下この表において同じ。)	都市計画法第五十九条第二項の認可
国の機関(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人都市再生機構、国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第五項に規定する国立大学法人等及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下この表において同じ。)	都市計画法第五十九条第三項の承認
国の機関、都道府県及び市町村以外の者	都市計画法第五十九条第四項の認可

(国家戦略市街地再開発事業に係る事業計画等の縦覧及び意見書の内容の審査)

第二十五条 第二十三条第一項の規定は、法第二十四条第三項の規定により同項に規定する事業計画等を公衆の縦覧に供しようとする場合について準用する。

2 第二十三条第二項の規定は、法第二十四条第六項において準用する行政不服審査法第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述及び法第二十四条第六項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取について準用する。

○ 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)(抄)

(施設型給付費の支給)

第二十七条 市町村は、支給認定子どもが、支給認定の有効期間内において、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。))が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設(以下「特定教育・保育施設」という。))から当該確認に係る教育・保育(地域型保育を除き、第十九条第一項第一

号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあつては認定子ども園において受ける教育・保育（保育にあつては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。）又は幼稚園において受ける教育に限り、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあつては認定子ども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあつては認定子ども園又は保育所において受ける保育に限る。以下「特定教育・保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定教育・保育（保育にあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。）に要した費用について、施設型給付費を支給する。

2 (略)

3 施設型給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一 (略)

二 政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

(特例施設型給付費の支給)

第二十八条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、第一号に規定する特定教育・保育に要した費用、第二号に規定する特別利用保育に要した費用又は第三号に規定する特別利用教育に要した費用について、特例施設型給付費を支給することができる。

一 支給認定子どもが、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者が第二十条第一項の規定による申請をした日から当該支給認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により特定教育・保育を受けたとき。

二 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが、特定教育・保育施設（保育所に限る。）から特別利用保育（同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われる保育（地域型保育を除く。）をいう。以下同じ。）を受けたとき（地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。）。

三 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが、特定教育・保育施設（幼稚園に限る。）から特別利用教育（教育のうち同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供されるものをいい、特定教育・保育を除く。以下同じ。）を受けたとき。

2 5 (略)

(地域型保育給付費の支給)

第二十九条 市町村は、支給認定子ども（第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに限る。以下「満三歳未満保育認

定子ども」という。)が、支給認定の有効期間内において、当該市町村の長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者(以下「特定地域型保育事業者」という。)から当該確認に係る地域型保育(以下「特定地域型保育」という。)を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満三歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定地域型保育(保育必要量の範囲内のものに限る。以下「満三歳未満保育認定地域型保育」という。)に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。

2 特定地域型保育事業者から満三歳未満保育認定地域型保育を受けようとする満三歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者は、内閣府令で定めるところにより、特定地域型保育事業者に支給認定証を提示して当該満三歳未満保育認定地域型保育を当該満三歳未満保育認定子どもに受けさせるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

3 地域型保育給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)とする。

一 地域型保育の種類ごとに、保育必要量、当該地域型保育の種類に係る特定地域型保育の事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)の所在する地域等を勘案して算定される当該特定地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額)二 政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

4 (略)

5 満三歳未満保育認定子どもが特定地域型保育事業者から満三歳未満保育認定地域型保育を受けたときは、市町村は、当該満三歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者が当該特定地域型保育事業者に支払うべき当該満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用について、地域型保育給付費として当該支給認定保護者に支給すべき額の限度において、当該支給認定保護者に代わり、当該特定地域型保育事業者に支払うことができる。

6 前項の規定による支払があったときは、支給認定保護者に対し地域型保育給付費の支給があったものとみなす。

7 市町村は、特定地域型保育事業者から地域型保育給付費の請求があったときは、第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準及び第四十六条第二項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準(特定地域型保育の取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査の上、支払うものとする。

8 (略)

(特例地域型保育給付費の支給)

第三十条 (略)

2 特例地域型保育給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を除く。以下この号において同じ。) 前条第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)から政

令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額

二 特別利用地域型保育 特別利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三 特定利用地域型保育 特定利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

四 特例保育 特例保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特例保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特例保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額

3 （略）
4 前条第二項及び第五項から第七項までの規定は、特例地域型保育給付費（第一項第二号及び第三号に係るものに限る。第五十二條第一項第四号において同じ。）の支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 （略）
（都道府県の負担等）
第六十七條 都道府県は、政令で定めるところにより、第六十五條の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、国及び都道府県が負担すべきものとして政令で定めるところにより算定した額（次条第一項において「施設型給付費等負担対象額」という。）の四分の一を負担する。

2 （略）
○ 子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）（抄）

（法第二十九條第三項第二号の政令で定める額）

第九條 法第二十九條第三項第二号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定地域型保育（同条第一項に規定する特定地域型保育をいう。以下同じ。）に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

- 一 次号から第八号までに掲げる者以外の支給認定保護者 十万四千元（短時間認定保護者にあつては、十万二千四百円）
- 二 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定地域型保育のあつた月の属する年度（特定地域型保育のあつた月が

四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（以下この項において「市町村民税所得割合算額」という。）が三十九万七千円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第八号までに掲げる者を除く。）八万円（短時間認定保護者にあつては、七万八千八百円）

三 市町村民税所得割合算額が三十万千円未満である場合における支給認定保護者（次号から第八号までに掲げる者を除く。）六万千円（短時間認定保護者にあつては、六万百円）

四 市町村民税所得割合算額が十六万九千円未満である場合における支給認定保護者（次号から第八号までに掲げる者を除く。）四万四千五百円（短時間認定保護者にあつては、四万三千九百円）

五 市町村民税所得割合算額が九万七千円未満である場合における支給認定保護者（次号から第八号までに掲げる者を除く。）三万円（短時間認定保護者にあつては、二万九千六百円）

六 市町村民税所得割合算額が四万八千六百円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第八号に掲げる者を除く。）一万九千五百円（短時間認定保護者にあつては、一万九千三百円）

七 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同じの世帯に属する者が特定地域型保育のあつた月の属する年度（特定地域型保育のあつた月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定保護者（次号に掲げる者を除く。）九千円

八 特定地域型保育のあつた月において被保護者である支給認定保護者又は里親である支給認定保護者 零

2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同じの世帯に属する者が特定地域型保育のあつた月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項第五号中「二万九千六百円」とあるのは「二万九千六百円」。ただし、市町村民税所得割合算額が七万七千円未満である場合にあっては、一万五千円（短時間認定保護者にあつては、一万四千八百円）とする。」と、同項第六号中「一万九千五百円」とあるのは「九千二百五十円」と、「一万九千三百円」とあるのは「九千五百円」と、同項第七号中「九千円」とあるのは「零」とする。

（法第三十条第二項第一号の政令で定める額）

第十条 法第三十条第二項第一号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定地域型保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一 前条第一項第一号に掲げる支給認定保護者 十万四千円（短時間認定保護者にあつては、十万二千四百円）

二 前条第一項第二号に掲げる支給認定保護者 八万円（短時間認定保護者にあつては、七万八千八百円）

三 前条第一項第三号に掲げる支給認定保護者 六万千円（短時間認定保護者にあつては、六万百円）

四 前条第一項第四号に掲げる支給認定保護者 四万四千五百円（短時間認定保護者にあつては、四万三千九百円）

五 前条第一項第五号に掲げる支給認定保護者 三万円（短時間認定保護者にあつては、二万九千六百元）

六 前条第一項第六号に掲げる支給認定保護者 一万九千五百円（短時間認定保護者にあつては、一万九千三百円）

七 前条第一項第七号に掲げる支給認定保護者 九千円

八 前条第一項第八号に掲げる支給認定保護者 零

2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定地域型保育のあつた月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項第五号中「二万九千六百元」とあるのは「二万九千六百元」。ただし、同条第二項の規定により読み替えて適用する同号ただし書に規定する場合にあつては、一万五千元（短時間認定保護者にあつては、一万四千八百円）とする。」と、同項第六号中「一万九千五百円」とあるのは「九千二百五十円」と、「一万九千三百円」とあるのは「九千五百円」と、同項第七号中「九千円」とあるのは「零」とする。

（複数の支給認定子ども等がいる支給認定保護者に係る特例）

第十四条 負担額算定基準子ども（幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童福祉法第四十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは認定子ども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特別保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等（同法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。）による保育を受ける小学校就学前子ども、同法第六条の二の第二項に規定する児童発達支援若しくは同条第三項に規定する医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の第一学年から第三学年までに在学する子ども（以下「小学校第三学年修了前子ども」という。）をいう。以下同じ。）が同一世帯に二人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに関する法第二十七条第三項第二号、法第二十八条第二項第一号から第三号まで、法第二十九条第三項第二号及び法第三十条第二項第一号から第四号までに規定する政令で定める額は、第四条から第七条まで及び第九条から前条までの規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 次のイからハまでに掲げる支給認定子ども 当該支給認定子どもに関して第四条から第七条まで及び第九条から前条までの規定により算定される額に百分の五十を乗じて得た額

イ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうち小学校第三学年修了前子どもが一人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子ども（当該支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもである小学校就学前子どものうち最年長者をいう。以下同じ。）である教育認定子ども
ロ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうち小学校第三学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子ども（当該支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもである小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）（最年長負担額算定基準小学校就学前子どもを除く当該支給認定保護者に係る負担額算定基準小学校就学前子どものうち最年長者であるものに限る。以下同じ。）である満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子ども

ハ 支給認定保護者に係る全ての負担額算定基準子どもが小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

二 次のイからハまでに掲げる支給認定子ども 零

イ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもの中に小学校第三学年修了前子どもが二人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども

ロ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもの中に小学校第三学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども

ハ 負担額算定基準子ども（最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。）である支給認定子ども（複数の特定被監護者等がいる支給認定保護者に係る特例）

第十四条の二 特定被監護者等（支給認定保護者に監護される者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者であつて、支給認定保護者と生計を一にするものをいう。以下この項及び附則第十七条の二において同じ。）が二人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもが受けた特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育又は特例保育（以下この条において「特定教育・保育等」という。）に関する法第二十七条第三項第二号、法第二十八条第二項第一号から第三号まで、法第二十九条第三項第二号及び法第三十条第二項第一号から第四号までに規定する政令で定める額は、当該特定教育・保育等に係る負担額算定基準額が七万七千一百円未満（満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあつては、五万七千七百円未満）であるときは、第四条から第七条まで及び第九条から前条までの規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 次のイ又はロに掲げる支給認定子ども 当該特定教育・保育等に関して第四条から第七条まで及び第九条から第十三条までの規定により算定される額に百分の五十を乗じて得た額

イ 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が一人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

ロ 支給認定保護者に係る全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども（特例地域型保育給付費の支給に関する技術的読替え）

二（略）
2 3（略）

第十五条 法第三十条第四項の規定により法第二十九条第二項及び第五項から第七項までの規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項 満三歳未満保育認定地域型保育	特別利用地域型保育を受けようとする第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子ども
を受けようとする満三歳未満保	に該当する支給認定子どもに係る支給認定保護者又は特定利用地域型保育を受けようとする

				育認定子ども	る同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども
		第五項	満三歳未満保育認定子どもが	満三歳未満保育認定地域型保育を当該満三歳未満保育認定子ども	特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育（第五項において「特別利用地域型保育等」という。）を当該同条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども
			満三歳未満保育認定地域型保育		第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが
			満三歳未満保育認定子どもに		特別利用地域型保育等
					同項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに
第七項	第三項第一号				次条第二項第二号又は第三号

（法第四十条第一項第八号の政令で定める法律）

第十七条 法第四十条第一項第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 （略）

二 児童福祉法（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の四第八項において準用する場合を含む。）

三 二十

二十一 （略）

○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）

第十八条の二十四 この法律に定めるもののほか、指定保育士養成施設、保育士試験、指定試験機関、保育士の登録その他保育士に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

○ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（抄）

（上陸の申請）

第六条 本邦に上陸しようとする外国人（乗員を除く。以下この節において同じ。）は、有効な旅券で日本国領事官等の査証を受けたものを所持しなければならぬ。ただし、国際約束若しくは日本国政府が外国政府に対して行つた通告により日本国領事官等の査証を必要としないこととされている外国人の旅券、第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者（第二十六条の二第一項又は第二十六条の三第一項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる者を含む。以下同じ。）の旅券又は第六十一条の二の十二第一項の規定により難民旅行証明書の交付を受けている者の当該証明書には、日本国領事官等の査証を要しない。

2 前項本文の外国人は、その者が上陸しようとする出入国港において、法務省令で定める手続により、入国審査官に対し上陸の申請をして、上陸のための審査を受けなければならない。

3 （略）

○ 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（抄）

第四条 法第十八条の五第三号の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。

一 一三 （略）

十一 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七七号。以下「特区法」という。）第十二条の四第十五項及び第十七項から第十九項までの規定
第七条 （略）

② （略）

③ 都道府県知事は、第一項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 一三

四 申請者が、国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号。以下「特区法施行令」という。）第七条第一項又は第二項（第七号に係る部分を除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

五 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ 法に違反して、又は特区法第十二条の四第十五項若しくは第十七項から第十九項までの規定により、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ (略)

ハ 特区法第十二条の四第八項において準用する法第十八条の十第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

第十二条 (略)

② 都道府県知事は、指定試験機関が次のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 一六 (略)

七 特区法施行令第七条第一項又は第二項(第七号に係る部分を除く。)の規定により指定を取り消されたとき。

第二十二条の五 法第十九条の九第二項第二号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 一二十 (略)

二十一 特区法(第十二条の四第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。)

二十二 (略)

第二十二条の八 法第十九条の十八第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 (略)

二 特区法(第十二条の四第七項の規定に限る。)

三 特区法第十二条の四第八項において準用する法

四 (略)

○ 医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号) (抄)

(保健医療又は社会福祉に関する法律)

第五条の十五の三 法第七十条の四第一号ロの政令で定める保健医療又は社会福祉に関する法律は、次のとおりとする。

一 一十七 (略)

十八 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第一百七号。第十二条の四第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。)

○ 社会福祉及び介護福祉士法施行令(昭和六十二年政令第四百二二号)(抄)

(法第三条第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定)

第一条 社会福祉士に係る社会福祉士及び介護福祉士法(以下「法」という。)第三条第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)、生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)、児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)、老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三百三十四号)、児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)及び国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七十七号。第十二条の四第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。)の規定とする。

2 (略)

(法第四十八条の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定)

第十四条の二 法第四十八条の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び国家戦略特別区域法(第十二条の四第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。)の規定とする。

(法附則第四条第三項第三号及び第七条第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定)

第三条 法附則第四条第三項第三号及び第七条第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成二十二年政令における子ども手当の支給に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び国家戦略特別区域法(第十二条の四第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。)の規定とする。

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令(平成二十六年政令第二百三三号)(抄)

(法第三条第五項第四号ロ及び第十七条第二項第一号の政令で定める国民の福祉又は学校教育に関する法律)

第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「法」という。)(第三条第五項第四号ロ及び第十七条第二項第一号の政令で定める国民の福祉又は学校教育に関する法律は、次のとおりとする。

一〜十二

十三 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第一百七号。第十二条の四第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。)

○ 公認心理師法施行令(案)

第一条 公認心理師法(以下「法」という。)(第三条第三号の保健医療、福祉又は教育に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一〜二十一 (略)

二十二 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第一百七号)第十二条の四第十五項及び第十七項から第十九項までの規定

○ 生活保護法施行令(昭和二十五年政令第四百八十八号)(抄)

(法第四十九条の二第二項第三号に規定する政令で定める法律)

第四条の二 法第四十九条の二第二項第三号(同条第四項(法第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。)、法第四

十九条の三第四項、第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。
一〜二十七 (略)

二十八 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七七号。第十二条の四第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）
二十九・三十 (略)

（法第五十一条第二項第八号に規定する政令で定める法律）

第四条の三 法第五十一条第二項第八号（法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 (略)

二 児童福祉法（国家戦略特別区域法第十二条の四第八項において準用する場合を含む。）

三〜三十 (略)

三十一 国家戦略特別区域法（第十二条の四第七項の規定に限る。）

三十二・三十三 (略)

○ 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）（抄）

（登録の拒否等に係る法律）

第三十五条の二 法第六十九条の二第一項第三号、第七十条第二項第五号（法第七十条の二第四項（法第七十八条の十二、第一百五十五条の二十一及び第一百五十五条の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第四項第五号（法第七十八条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十六条の二第二項第五号、第一百五十五条の十二第二項第五号及び第一百五十五条の二十二第二項第四号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一〜二十五 (略)

二十六 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七七号。第十二条の四第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）

二十七・二十八 (略)

（指定の取消し等に係る法律）

第三十五条の五 法第七十七条第一項第十号、第七十八条の十第十二号、第八十四条第一項第十号、第九十二条第一項第十号、第一百四条第一項第九号、第一百五十五条の九第一項第九号、第一百五十五条の十九第十一号、第一百五十五条の二十九第九号及び第一百五十五条の四十五の九第六号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 児童福祉法（国家戦略特別区域法第十二条の四第八項において準用する場合を含む。）
- 三 二十八 (略)
- 二十九 国家戦略特別区域法（第十二条の四第七項の規定に限る。）
- 三十・三十一 (略)

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）（抄）

（法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律）

- 第二十二條 指定障害福祉サービス事業者（療養介護を提供するものを除く。）又は指定障害者支援施設（法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）に係る法第三十六条第三項第五号（法第三十七条第二項、第三十八条第三項（法第三十九条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。
- 一 十四 (略)

十五 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。第十二条の四第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）

十六 (略)

2 (略)

（法第五十条第一項第九号の政令で定める法律）

- 第二十六條 指定障害福祉サービス事業者（療養介護を提供するものを除く。）又は指定障害者支援施設に係る法第五十条第一項第九号（同条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 国家戦略特別区域法（第十二条の四第七項の規定に限る。）

四 国家戦略特別区域法第十二条の四第八項において準用する児童福祉法

五 (略)

2 (略)

○ 総合特別区域法施行令（平成二十三年政令第二百四十三号）（抄）

（法第十四条の二第一項各号に掲げる事項を記載した国際戦略総合特別区域計画について構造改革特別区域法を適用する場合の読替え）

第三条 法第十四条の二第三項の規定により構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第四章の規定を適用する場合には、同法第十八条

第二項中「同法第八条第二項」とあるのは「総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十六条第二項」と、「又は同法」とあるのは「又は構造改革特別区域法」と、同法第二十八条第四項中「場合、同項」とあるのは「場合、総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第九項若しくは第十項の規定により国際戦略総合特別区域の変更（当該変更により第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が特定事業実施区域（同法第十四条の二第一項第三号に規定する特定事業実施区域をいう。次条第三項において同じ。）内に所在しないこととなるものに限る。）がされた場合、同法第十四条第一項第三号の規定による認定国際戦略総合特別区域計画の変更（特定事業として別表第十八号に掲げる特定農業者による特定酒類の製造事業を定めないこととするものに限る。）の認定があつた場合、第一項」と、同法第二十八条の二第三項中「又は同項」とあるのは「、総合特別区域法第八条第九項若しくは第十項の規定により国際戦略総合特別区域の変更（当該変更により第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が特定事業実施区域内に所在しないこととなるものに限る。）がされた場合、同法第十四条第一項の規定による認定国際戦略総合特別区域計画の変更（特定事業として別表第十八号の二に掲げる特産酒類の製造事業を定めないこととするものに限る。）の認定があつた場合又は第一項」とする。

（法第三十七条の二第一項各号に掲げる事項を記載した地域活性化総合特別区域計画について構造改革特別区域法を適用する場合の読替え）

第五条 法第三十七条の二第三項の規定により構造改革特別区域法第四章の規定を適用する場合には、同法第十八条第二項中「同法第八条第二項」とあるのは「総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十九条第二項」と、「又は同法」とあるのは「又は構造改革特別区域法」と、同法第二十八条第四項中「場合、同項」とあるのは「場合、総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十一条第九項若しくは第十項の規定により地域活性化総合特別区域の変更（当該変更により第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が特定事業実施区域（同法第三十七条の二第一項第三号に規定する特定事業実施区域をいう。次条第三項において同じ。）内に所在しないこととなるものに限る。）がされた場合、同法第三十七条第一項の規定による認定地域活性化総合特別区域計画の変更（特定事業として別表第十八号に掲げる特定農業者による特定酒類の製造事業を定めないこととするものに限る。）の認定があつた場合、第一項」と、同法第二十八条の二第三項中「又は同項」とあるのは「、総合特別区域法第三十一条第九項若しくは第十項の規定により地域活性化総合特別区域の変更（当該変更により第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が特定事業実施区域内に所在しないこととなるものに限る。）がされた場合、同法第三十七条第一項の規定による認定地域活性化総合特別区域計画の変更（特定事業として別表第十八号の二に掲げる特産酒類の製造事業を定めないこととするものに限る。）の認定があつた場合又は第一項」とする。